

3.7GHz帯又は4.5GHz帯を使用するシングルキャ リア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分 割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局 の無線設備の特性試験方法

証明規則 第2条第1項第11号の30

JPD_W_07.040J

Rev.0

2019年 05月 15日

**テュフズードジャパン株式会社
米沢試験所**

目次

1. 一般事項.....	3
2. 振動試験.....	5
3. 温湿度試験.....	6
4. 周波数の偏差.....	8
5. 占有周波数帯幅.....	9
6. 帯域外領域における不要発射の強度（一の搬送波を発射する送信装置）.....	11
7. 帯域外領域における不要発射の強度（複数の搬送波を同時に発射する送信装置）.....	17
8. スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域における不要発射の強度）.....	23
9. 送信相互変調特性.....	28
10. 隣接チャンネル漏洩電力（一の搬送波を発射する送信装置）.....	33
11. 隣接チャンネル漏洩電力（複数の搬送波を同時に発射する送信装置）.....	37
12. 空中線電力の偏差.....	42
13. 搬送波を送信していないときの電力.....	44
14. 副次的に発する電波等に限度.....	47
改訂履歴.....	49

1. 一般事項

1.1 試験場所の環境

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、JIS Z8703 による常温 5~35°Cの範囲、常湿 45~85%（相対湿度）の範囲内とする。

(2) 認証における特性試験の場合

上記に加えて周波数の偏差の試験においては、温湿度試験及び振動試験を行う。

詳細は各試験項目を参照すること。

1.2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

(2) 認証における特性試験の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし、次の場合を除く。

ア 外部電源から受験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける受験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合。
この場合は定格電圧のみで試験を行う。

イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか受験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合。この場合は定格電圧及び特定の変動幅の上限値と下限値で試験を行う。

1.3 試験周波数と試験項目

(1) 各周波数帯において、受験機器の発射可能な周波数が3波以下の場合は、全波で全試験項目について試験を行う。

(2) 各周波数帯において、受験機器の発射可能な周波数が4波以上の場合は、上中下の3波の周波数で全試験項目について試験を行う。

1.4 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後に測定する。
その他の場合は、予熱時間はとらない。

1.5 測定器の精度と較正等

(1) 測定器は較正されたものを使用する。

(2) 測定用スペクトルアナライザは掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、FFT方式のものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「スペクトルアナライザの設定」ができるものは使用してもよい。

1.6 本試験方法の適用対象

(1) 3.7GHz帯及び4.5GHz帯の無線設備に適用する。

(2) 本試験方法はアンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備に適用する。

(3) 本試験方法は内蔵又は外部試験装置を用いて次の機能が実現できることが望ましい。

ア 通信の相手方がない状態で電波を送信する機能。

イ 試験周波数に設定する機能。

ウ 規定のチャネルの組合せ及び数による変調がかかり最大出力状態に設定する機能。

注 上記機能が実現できない機器の試験方法については別途検討する。

1.7 補足事項

- (1) 受験機器の疑似負荷の特性インピーダンスは、50Ωとする。
- (2) 外部試験装置は、受験機器と回線接続ができ、また、試験用動作モード及び空中線電力の制御等が可能な装置、又は、試験に必要な信号を受験機器に与える信号発生器とする。
- (3) 外部試験装置を接続しなくても送信可能なものは、フリーランの状態でも測定してもよい。
- (4) 本試験方法は標準的な方法を定めたものであるが、これに代わる他の試験方法について技術的に妥当であると証明された場合は、その方法で試験してもよい。
- (5) 受験機器は最大出力状態に設定して試験することとしているが、工事設計書にリソースブロック制限が記載される場合に限り、その状態で試験してもよい。

1.8 補足説明

- (1) 複数の空中線を使用する空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）等を用いるものにあつては、技術基準の許容値が電力の絶対値で定められるものについて、各空中線端子で測定した値を加算して総和を求める。
- (2) 複数の空中線を使用する空間多重方式（MIMO）を用いるものにあつては、各空中線端子で測定した値を求める。ただし、個々の試験項目ごとに規定する場合は、各試験項目による。
- (3) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信の通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。（設備規則 第49条の6の12 1号）
- (4) キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて周波数分割複信方式を用いるもの及び、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局を含む。）との陸上移動局との間の通信に限るものとする。（設備規則 第49条の6の12 1号）
- (5) キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。）を用いる場合において、キャリアアグリゲーション技術を用いない場合のデータより同等以下のデータが取得されることが明確な場合は、試験を省略出来る。

2. 振動試験

2.1 測定系統図



2.2 受験機器の状態

- (1) 振動試験機で加振中は、受験機器を非動作状態（電源 OFF）とする。
- (2) 振動試験機で加振終了後、受験機器の動作確認を行う場合は、受験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

2.3 測定操作手順

- (1) 受験機器の取付治具（受験機器を通常の装着状態と等しくする器具）等により、振動試験機の振動板に固定する。
- (2) 振動試験機により受験機器に振動を加える。ただし、受験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、ア及びイの条件に従い、振動条件の設定順序は任意でよい。
 - ア 全振幅 3mm、最低振動数から毎分 500 回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ 15 分間（振動数の掃引周期は 10 分とし、振動数を掃引して最低振動数→毎分 500 回→最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15 分間で 1.5 周期の振動数の掃引を行う。）
 - 注1 最低振動数は振動試験機の設定可能な最低振動数（ただし毎分 300 回以下）とする。
 - イ 全振幅 1mm、最低振動数から毎分 500 回から 1800 回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ 15 分間（振動数の掃引周期は 10 分とし、振動数を掃引して毎分 500 回→毎分 1800 回→毎分 500 回の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15 分間で 1.5 周期の振動数の掃引を行う。）
- (3) 振動条件は上記(2)にかかわらず、次の条件でもよい。

周波数	ASD (Acceleration Spectral Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz	0.96m ² /s ³
20Hz から 500Hz	20Hz では 0.96m ² /s ³ 。それ以上の周波数では-3dB/Octave

このランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）でそれぞれ 30 分間行う。

- (4) 上記(2)又は(3)の振動を加えた後、規定の電源電圧（注 2）を加えて受験機器を動作させる。

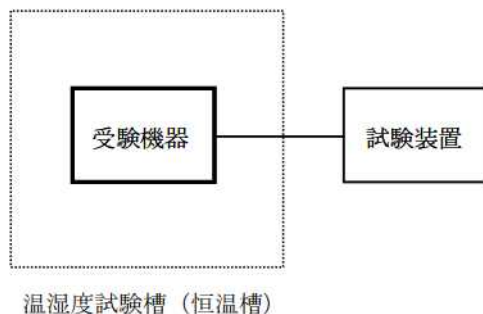
注 2 規定の電源電圧は、「一般事項」の「1.2 電源電圧(2)」を参照すること。
- (5) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」を参照すること。

2.4 その他の条件

- (1) 本試験項目は、認証の試験の場合のみに行う。
- (2) 本試験項目は、移動せず、振動しない物体に固定して使用されるものであり、その旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

3. 温湿度試験

3.1 測定系統図



3.2 受験機器の状態

- (1) 規定の温湿度状態に設定して、受験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、受験機器を非動作状態（電源 OFF）とする。
- (2) 規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、受験機器の動作確認を行う場合は、受験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3.3 測定操作手順

(1) 低温試験

- ア 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0℃、-10℃、-20℃のうち受験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。
- イ この状態で1時間放置する。
- ウ 上記イの時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（注1）を加えて受験機器を動作させる。
注1 規定の電圧とは、「一般事項」の「1.2 電源電圧(2)」を参照すること。
- エ 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定し、許容偏差内あることを確認する。（注2）
注2 周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」を参照すること。

(2) 高温試験

- ア 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（40℃、50℃、60℃のうち受験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ、常湿に設定する。
- イ この状態で1時間放置する。
- ウ 上記イの時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（注1）を加えて受験機器を動作させる。
注1 規定の電圧とは、「一般事項」の「1.2 電源電圧(2)」を参照すること。
- エ 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定し、許容偏差内あることを確認する。（注2）
注2 周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」を参照すること。



(3) 湿度試験

- ア 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を 35°C に、相対湿度 95%又は受験機器の仕様の最高湿度に設定する。
- イ この状態で 4 時間放置する。
- ウ 上記イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧（注 1）を加えて受験機器を動作させる。
 - 注 1 規定の電圧とは、「一般事項」の「1.2 電源電圧(2)」を参照すること。
- エ 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定し、許容偏差内あることを確認する。（注 2）
 - 注 2 周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」を参照すること。

3.4 その他の条件

- (1) 本試験項目は、認証の試験の場合のみに行う。
- (2) 本試験項目は、常温（5°C～35°C）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。
- (3) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。
- (4) 常温、常湿の範囲を超える場合であっても、3.3(1)から 3.3(3)の範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

4. 周波数の偏差

4.1 測定系統図



4.2 測定器の条件等

- (1) 周波数計は波形解析器を用いる。なお、波形解析器とは、理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置であって、外部試験装置に内蔵されている場合がある。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の 1/10 以下の確度とする。

4.3 受信機器の状態

- (1) 外部試験装置により試験信号を加える。
- (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態とする。

4.4 測定操作手順

受信機器の周波数を測定する。

4.5 試験結果の記載方法

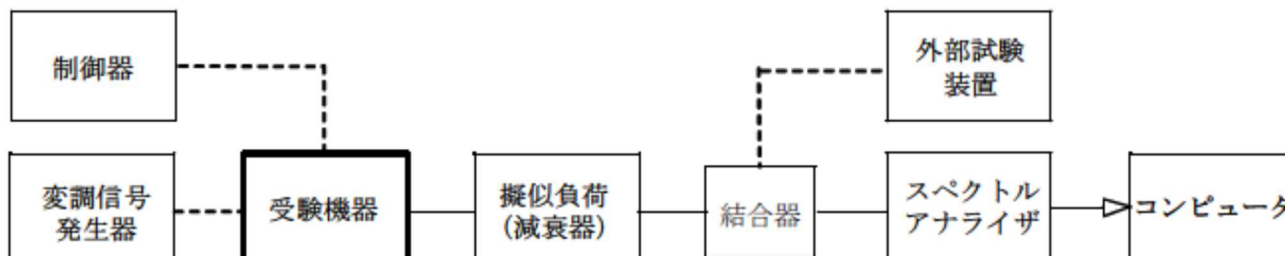
結果は、測定値を MHz 単位で表示するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を Hz 単位で (+) 又は (-) の符号を付けて記載する。また、割当周波数に対する許容偏差を Hz 単位で記載する。

4.6 補足事項

- (1) 外部試験装置の基準周波数が、受信機器の周波数に影響することに留意が必要である。
- (2) 受信機器を無変調状態とする事が出来る場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定してもよい。

5. 占有周波数帯幅

5.1 測定系統図



5.2 測定器の条件等

(1) スペクトルアナライザは以下のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	許容値の約 2~3.5 倍
分解能帯域幅	許容値の約 1%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトルアナライザ雑音レベルよりも 40dB 以上高いこと
データ点数	400 点以上
掃引時間	1 サンプル当たり 1 パースト以上
掃引モード	連続掃引 (波形の変動がなくなるまで)
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

(2) スペクトルアナライザの測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

5.3 受信機器の状態

- (1) 外部試験装置より試験信号を加える。
- (2) 試験周波数に設定し、継続的パースト送信状態 (注 1) とする。
注 1: 送信パースト長を可変する場合は送信パースト時間が最も短い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。
- (4) キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、一波ごとに搬送波を発射する他、複数の搬送波を同時に発射した状態で上記(1)から(3)のように設定する。

5.4 測定操作手順

- (1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (2) 全データについて、dBm 値を電力次元の真数 (相対値で良い) に変換する。
- (3) 全データの電力総和を求め「全電力」として記憶する。
- (4) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。
- (5) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。
- (6) 占有周波数帯幅は、(「上限周波数」-「下限周波数」)として求める。

5.5 試験結果の記載方法

5.4(6)で求めた占有周波数帯幅を、kHz または MHz 単位で記載する。

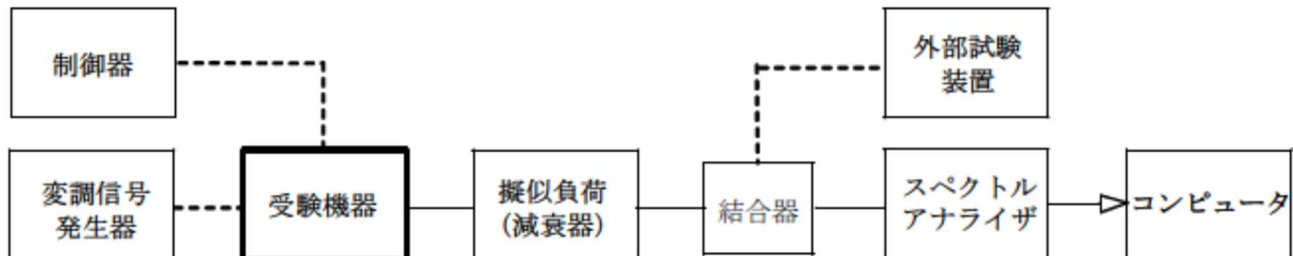
5.6 補足事項

- (1) 5.3(3)において、最大の占有周波数帯幅となる状態とは、サブキャリア数が最大となる送信条件であり、かつその送信条件において最大出力となる状態である。
- (2) 5.3(3)において、占有周波数帯幅が最大になる状態とは、全サブキャリアが同時に送信する状態のみでなく、5.2(1)において波形が変動しなくなるまで連続掃引することによって、占有周波数帯幅が最大となる状態である。
- (3) 5.2(1)において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注1）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをRMS平均としても良い。

注2：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DC サブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発信しないサブキャリアは、電波を発射する事を要しない。

6. 帯域外領域における不要発射の強度 (一の搬送波を発射する送信装置)

6.1 測定系統図



6.2 測定器の条件等

(1) 帯域外領域における不要発射探索時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	30kHz 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注 2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1 掃引周波数幅は次の通りとする。

- チャンネル間隔：10MHz
搬送波周波数± (5.0MHz～6.0MHz)
- チャンネル間隔：15MHz
搬送波周波数± (7.5MHz～8.5MHz)
- チャンネル間隔：20MHz
搬送波周波数± (10MHz～11MHz)
- チャンネル間隔：40MHz
搬送波周波数± (20MHz～21MHz)
- チャンネル間隔：50MHz
搬送波周波数± (25MHz～26MHz)
- チャンネル間隔：60MHz
搬送波周波数± (30MHz～31MHz)
- チャンネル間隔：80MHz
搬送波周波数± (40MHz～41MHz)
- チャンネル間隔：90MHz
搬送波周波数± (45MHz～46MHz)
- チャンネル間隔：100MHz
搬送波周波数± (50MHz～51MHz)

注 2： ((掃引周波数幅 / 分解能帯域幅) × バースト周期) 以上とすることができる。

- (2) 搬送波近傍の帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注3)
分解能帯域幅	1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注3 掃引周波数幅は次の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz

搬送波周波数± (6.0MHz～10MHz)

搬送波周波数± (10MHz～15MHz)

搬送波周波数± (15MHz～20MHz)

チャンネル間隔：15MHz

搬送波周波数± (8.5MHz～12.5MHz)

搬送波周波数± (12.5MHz～22.5MHz)

搬送波周波数± (22.5MHz～27.5MHz)

チャンネル間隔：20MHz

搬送波周波数± (11MHz～15MHz)

搬送波周波数± (15MHz～30MHz)

搬送波周波数± (30MHz～35MHz)

チャンネル間隔：40MHz

搬送波周波数± (21MHz～25MHz)

搬送波周波数± (25MHz～60MHz)

搬送波周波数± (60MHz～65MHz)

チャンネル間隔：50MHz

搬送波周波数± (26MHz～30MHz)

搬送波周波数± (30MHz～75MHz)

搬送波周波数± (75MHz～80MHz)

チャンネル間隔：60MHz

搬送波周波数± (31MHz～35MHz)

搬送波周波数± (35MHz～90MHz)

搬送波周波数± (90MHz～95MHz)

チャンネル間隔：80MHz

搬送波周波数± (41MHz～45MHz)

搬送波周波数± (45MHz～120MHz)

搬送波周波数± (120MHz～125MHz)

チャンネル間隔：90MHz

搬送波周波数± (46MHz～50MHz)

搬送波周波数± (50MHz～135MHz)

搬送波周波数± (135MHz～140MHz)

チャンネル間隔：100MHz

搬送波周波数± (51MHz～55MHz)
搬送波周波数± (55MHz～150MHz)
搬送波周波数± (150MHz～155MHz)

(3) 帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	30kHz (注1の周波数範囲) 1MHz (注3の周波数範囲)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4) 帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	(注4)
掃引周波数幅	1MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の同程度
掃引時間	1サンプル当たり1バースト
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注4 掃引周波数幅は次の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz
搬送波周波数± (5.0MHz～6.0MHz)
チャンネル間隔：15MHz
搬送波周波数± (7.5MHz～8.5MHz)
チャンネル間隔：20MHz
搬送波周波数± (10MHz～11MHz)
チャンネル間隔：40MHz
搬送波周波数± (20MHz～21MHz)
チャンネル間隔：50MHz
搬送波周波数± (25MHz～26MHz)
チャンネル間隔：60MHz
搬送波周波数± (30MHz～31MHz)
チャンネル間隔：80MHz
搬送波周波数± (40MHz～41MHz)

チャンネル間隔：90MHz
搬送波周波数±（45MHz～46MHz）
チャンネル間隔：100MHz
搬送波周波数±（50MHz～51MHz）

6.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置より試験信号を加える。
- (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態（注5）とする。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

注5 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も短い時間に設定する。

6.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザの設定を6.2(1)とし、各掃引周波数毎に不要発射を探索する。
- (2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトルアナライザの設定を上記6.2.(3)とし、掃引終了後、バースト内の全データ点の値（dBm 値）を電力の真数に変換し、バースト内平均を求める。
- (4) スペクトルアナライザの設定を6.2(2)とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。
- (5) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (6) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトルアナライザの設定を上記6.2.(3)とし、掃引終了後、バースト内の全データ点の値（dBm 値）を電力の真数に変換し、バースト内平均を求める。
- (7) 6.4.(6)において、不要発射の振幅値が許容値を超える場合であって以下の周波数範囲内の場合は、次の6.4.(8)から6.4.(11)の手順で詳細測定を行う。

チャンネル間隔：10MHz
搬送波周波数±（5.0MHz～6.0MHz）
チャンネル間隔：15MHz
搬送波周波数±（7.5MHz～8.5MHz）
チャンネル間隔：20MHz
搬送波周波数±（10MHz～11MHz）
チャンネル間隔：40MHz
搬送波周波数±（20MHz～21MHz）
チャンネル間隔：50MHz
搬送波周波数±（25MHz～26MHz）
チャンネル間隔：60MHz
搬送波周波数±（30MHz～31MHz）
チャンネル間隔：80MHz
搬送波周波数±（40MHz～41MHz）
チャンネル間隔：90MHz
搬送波周波数±（45MHz～46MHz）
チャンネル間隔：100MHz
搬送波周波数±（50MHz～51MHz）

- (8) スペクトルアナライザを 6.2.(4)のように設定する。スペクトルアナライザの中心周波数は、(注 4)とする。
- (9) スペクトルアナライザを掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (10) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
- (11) 全データの電力総和(注 7)を求めこれを P_s とする。(注 6) P_s にバースト時間率(注 7)の逆数を乗じた値を測定値とする。

注 6 電力総和の計算は以下の式による。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

- P_s : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)
 E_i : 1 サンプルの測定値 (W)
 S_w : 掃引周波数幅 (MHz)
 n : 参照帯域幅内のサンプル点数
 k : 等価雑音帯域幅の補正值
 RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

注 7 バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

6.5 試験結果の記載方法

不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm/30kHz 又は dBm/MHz 単位で表示する。

6.6 補足事項

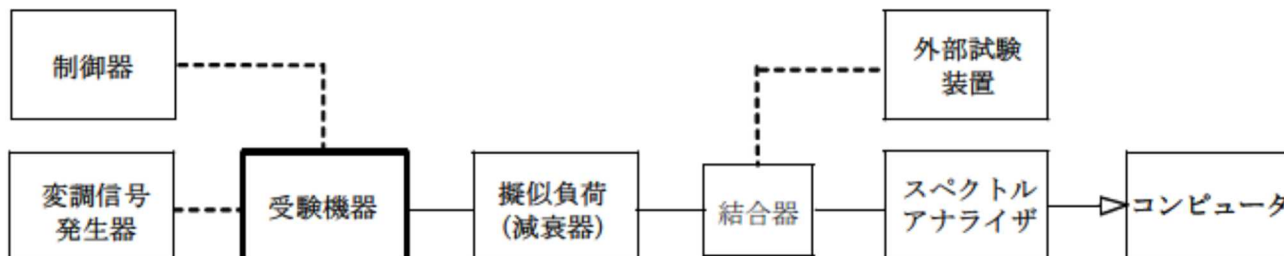
- (1) 6.3(3)において、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式 (QPSK、16QAM 等)、サブキャリア数の組み合わせで決定される送信条件の中で、変調過程及び送信部の非線形性による不要発射が最大となる状態であり、かつその送信条件のもとで最大出力となる状態である。
- (2) 6.6(1)において、不要発射が最大となる状態の特定が困難な場合は、不要発射が大きくなる複数の条件を設定して測定する。
- (3) 測定結果が許容値に対し 3dB 以内の場合は、当該周波数におけるスペクトルアナライザの Y 軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (5) 6.2(4) (注 4) において、中心周波数は許容値を超える周波数としているが、許容値を超える値となる要因が、分解能帯域幅フィルタの選択度特性のみである場合は、中心周波数を次の通りとしてもよい。



- チャンネル間隔：10MHz
搬送波周波数±（5.0MHz～6.0MHz）
- チャンネル間隔：15MHz
搬送波周波数±（7.5MHz～8.5MHz）
- チャンネル間隔：20MHz
搬送波周波数±（10MHz～11MHz）
- チャンネル間隔：40MHz
搬送波周波数±（20MHz～21MHz）
- チャンネル間隔：50MHz
搬送波周波数±（25MHz～26MHz）
- チャンネル間隔：60MHz
搬送波周波数±（30MHz～31MHz）
- チャンネル間隔：80MHz
搬送波周波数±（40MHz～41MHz）
- チャンネル間隔：90MHz
搬送波周波数±（45MHz～46MHz）
- チャンネル間隔：100MHz
搬送波周波数±（50MHz～51MHz）

7. 帯域外領域における不要発射の強度（複数の搬送波を同時に発射する送信装置）

7.1 測定系統図



7.2 測定器の条件等

(1) 帯域外領域における不要発射探索時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	30kHz 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注 2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1 掃引周波数幅は次の通りとする。

- チャンネル間隔：110MHz の組合せ
搬送波周波数± (55MHz～56 MHz)
- チャンネル間隔：120MHz の組合せ
搬送波周波数± (60 MHz～61MHz)
- チャンネル間隔：130MHz の組合せ
搬送波周波数± (65MHz～66 MHz)
- チャンネル間隔：140MHz の組合せ
搬送波周波数± (70MHz～71 MHz)
- チャンネル間隔：150MHz の組合せ
搬送波周波数± (75MHz～76 MHz)
- チャンネル間隔：160MHz の組合せ
搬送波周波数± (80MHz～81 MHz)
- チャンネル間隔：180MHz の組合せ
搬送波周波数± (90MHz～91MHz)
- チャンネル間隔：200MHz の組合せ
搬送波周波数± (100MHz～101 MHz)

注 2 ((掃引周波数幅/分解能帯域幅) ×バースト周期) 以上とすることができる。

(2) 帯域外領域における不要発射探索時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注3)
分解能帯域幅	1MHz 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注3 掃引周波数幅は次の通りとする。

チャンネル間隔：110MHz の組合せ

搬送波周波数± (56MHz～60 MHz)

搬送波周波数± (60MHz～165 MHz)

搬送波周波数± (165MHz～170MHz)

チャンネル間隔：120MHz の組合せ

搬送波周波数± (61 MHz～65 MHz)

搬送波周波数± (65MHz～180M Hz)

搬送波周波数± (180MHz～185M Hz)

チャンネル間隔：130MHz の組合せ

搬送波周波数± (66MHz～70MHz)

搬送波周波数± (70MHz～195MHz)

搬送波周波数± (195MHz～200MHz)

チャンネル間隔：140MHz の組合せ

搬送波周波数± (71MHz～75 MHz)

搬送波周波数± (75MHz～210M Hz)

搬送波周波数± (210MHz～215M Hz)

チャンネル間隔：150MHz の組合せ

搬送波周波数± (76 MHz～80MHz)

搬送波周波数± (80MHz～225MHz)

搬送波周波数± (225MHz～230MHz)

チャンネル間隔：160MHz の組合せ

搬送波周波数± (81MHz～85 MHz)

搬送波周波数± (85MHz～240MHz)

搬送波周波数± (240MHz～245MHz)

チャンネル間隔：180MHz の組合せ

搬送波周波数± (91 MHz～95MHz)

搬送波周波数± (95MHz～270MHz)

搬送波周波数± (270MHz～275MHz)

チャンネル間隔：200MHz の組合せ

搬送波周波数± (101MHz～105MHz)

搬送波周波数± (105MHz～300MHz)

搬送波周波数± (300MHz～305MHz)

(3) 帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	30kHz (注 1 の周波数範囲) 1MHz (注 3 の周波数範囲)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4) 帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	(注 4)
掃引周波数幅	1MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注4 中心周波数は次の周波数範囲内の許容値を超える周波数とする。

- チャンネル間隔：110MHz の組合せ
搬送波周波数± (55MHz～56 MHz)
- チャンネル間隔：120MHz の組合せ
搬送波周波数± (60 MHz～61MHz)
- チャンネル間隔：130MHz の組合せ
搬送波周波数± (65MHz～66 MHz)
- チャンネル間隔：140MHz の組合せ
搬送波周波数± (70MHz～71 MHz)
- チャンネル間隔：150MHz の組合せ
搬送波周波数± (75MHz～76 MHz)
- チャンネル間隔：160MHz の組合せ
搬送波周波数± (80MHz～81 MHz)
- チャンネル間隔：180MHz の組合せ
搬送波周波数± (90MHz～91MHz)
- チャンネル間隔：200MHz の組合せ
搬送波周波数± (100MHz～101 MHz)

7.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置より試験信号を加える。
 - (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態（注5）とする。
- 注5 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も短い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
 - (4) 複数の搬送波を同時に発射した状態で上記7.3(1)から7.3(4)のように設定する。

7.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザの設定を7.2(1)とし、各掃引周波数毎に不要発射を探索する。
- (2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトルアナライザの設定を7.2(3)とし、掃引終了後、全データの値（dBm値）を電力の真数に変換し、平均を求める。
- (4) スペクトルアナライザの設定を7.2(2)とし、掃引終了後、バースト内の全データ点の値（dBm値）を電力の真数に変換し、バースト内平均を求める。
- (5) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (6) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトルアナライザの設定を上記7.2(3)とし、掃引終了後、バースト内の全データ点の値（dBm値）を電力の真数に変換し、バースト内平均を求める。
- (7) 7.4(6)において、不要発射の振幅値が許容値を超える場合であって以下の周波数範囲内の場合、次の7.4(8)から7.4(11)の手順で詳細測定を行う。

チャンネル間隔：110MHzの組合せ

搬送波周波数±（55MHz～56 MHz）

チャンネル間隔：120MHzの組合せ

搬送波周波数±（60 MHz～61MHz）

チャンネル間隔：130MHzの組合せ

搬送波周波数±（65MHz～66 MHz）

チャンネル間隔：140MHzの組合せ

搬送波周波数±（70MHz～71 MHz）

チャンネル間隔：150MHzの組合せ

搬送波周波数±（75MHz～76 MHz）

チャンネル間隔：160MHzの組合せ

搬送波周波数±（80MHz～81 MHz）

チャンネル間隔：180MHzの組合せ

搬送波周波数±（90MHz～91MHz）

チャンネル間隔：200MHzの組合せ

搬送波周波数±（100MHz～101 MHz）

- (8) スペクトルアナライザを7.2(4)のように設定する。スペクトルアナライザの中心周波数は、（注4）とする。
- (9) スペクトルアナライザを掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (10) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
- (11) 全データの電力総和を求めこれを P_s とする。（注6） P_s にバースト時間率（注7）の逆数を乗じた値を測定値とする。

注6 電力総和の計算は以下の式による。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

Ps : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

Ei : 1 サンプルの測定値 (W)

SW : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

注7 バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

7.5 試験結果の記載方法

不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm/30kHz 又は dBm/MHz 単位で表示する。

7.6 補足事項

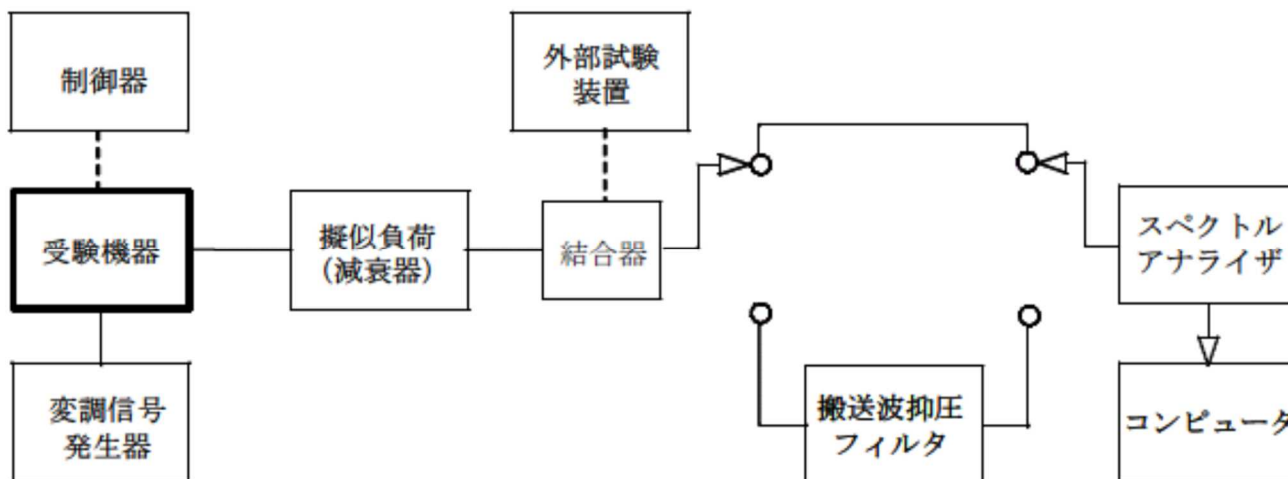
- (1) 7.3(3) において、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式 (QPSK、16QAM 等)、サブキャリア数の組み合わせで決定される送信条件の中で、変調過程及び送信部の非線形性による不要発射が最大となる状態であり、かつその送信条件のもとで最大出力となる状態である。
- (2) 7.6(1)において、不要発射が最大となる状態の特定が困難な場合は、不要発射が大きくなる複数の条件を設定して測定する。
- (3) 測定結果が許容値に対し 3dB 以内の場合は、当該周波数におけるスペクトルアナライザの Y 軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (5) 7.2(4) (注 4) において、中心周波数は許容値を超える周波数としているが、許容値を超える値となる要因が、分解能帯域幅フィルタの選択度特性のみである場合は、中心周波数を次の通りとしても良い。



- チャンネル間隔：110MHz の組合せ
搬送波周波数± (55MHz～56 MHz)
- チャンネル間隔：120MHz の組合せ
搬送波周波数± (60 MHz～61MHz)
- チャンネル間隔：130MHz の組合せ
搬送波周波数± (65MHz～66 MHz)
- チャンネル間隔：140MHz の組合せ
搬送波周波数± (70MHz～71 MHz)
- チャンネル間隔：150MHz の組合せ
搬送波周波数± (75MHz～76 MHz)
- チャンネル間隔：160MHz の組合せ
搬送波周波数± (80MHz～81 MHz)
- チャンネル間隔：180MHz の組合せ
搬送波周波数± (90MHz～91MHz)
- チャンネル間隔：200MHz の組合せ
搬送波周波数± (100MHz～101 MHz)

8. スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域における不要発射の強度）

8.1 測定系統図



8.2 測定器の条件等

- (1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。
- (2) 不要発射探索時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	(注 1)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注 2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

掃引周波数幅：9kHz～150kHz	分解能帯域幅：1kHz
掃引周波数幅：150kHz～30MHz	分解能帯域幅：10kHz
掃引周波数幅：30MHz～1,000MHz (注 3)	分解能帯域幅：100kHz
掃引周波数幅：773MHz～803MHz	分解能帯域幅：1MHz
掃引周波数幅：860MHz～890MHz	分解能帯域幅：1MHz
掃引周波数幅：945MHz～960MHz	分解能帯域幅：1MHz
掃引周波数幅：1,000MHz～12.75GHz (注 4)	分解能帯域幅：1MHz
掃引周波数幅：1,475.9MHz～1,510.9MHz	

分解能帯域幅：1MHz

- 掃引周波数幅：1,805.0MHz～1,880.0MHz
分解能帯域幅：1MHz
- 掃引周波数幅：1,884.5MHz～1,915.7MHz
分解能帯域幅：300kHz
- 掃引周波数幅：2,010.0MHz～2,025.0MHz
分解能帯域幅：1MHz
- 掃引周波数幅：2,110.0MHz～2,170.0MHz
分解能帯域幅：1MHz
- 掃引周波数幅：12,75GHz～上端の周波数の5倍波
分解能帯域幅：1MHz

注2 ((掃引周波数幅/分解能帯域幅) ×バースト周期) 以上とすることができる。ただし、検出される信号のレベルが最大3dB小さく測定される場合があるので注意すること。

注3 773MHz 以上 803MHz 以下、
860MHz 以上 890MHz 以下、
945MHz 以上 960MHz 以下を除く。

注4 1,475.9MHz 以上 1,805.0MHz 以下、
1,805.0MHz 以上 1,880.0MHz 以下、
1,884.5MHz 以上 1,915.7MHz 以下、
2,010.0MHz 以上 2,025.0MHz 以下、
2,110.0MHz 以上 2,170.0MHz 以下を除く。

(3) 不要発射振幅時測定時のスペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	探索した不要発射周波数
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	(注5)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保障される最少時間
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注5 不要発射測定時の分解能帯域幅は、測定する不要発射周波数について以下の中心周波数で示した分解能帯域幅に設定する。

- 中心周波数：9kHz 以上 150kHz 未満
分解能帯域幅：1kHz
- 中心周波数：150kHz 以上 30MHz 未満
分解能帯域幅：10kHz
- 中心周波数：30MHz 以上 1,000MHz 未満 (注6)
分解能帯域幅：100kHz
- 中心周波数：773MHz 以上 803MHz 未満

分解能帯域幅：1MHz

中心周波数：860MHz 以上 890MHz 未満

分解能帯域幅：1MHz

中心周波数：945MHz 以上 960MHz 未満

分解能帯域幅：1MHz

中心周波数：1,000MHz 以上 上端の周波数の5倍波（注7）

分解能帯域幅：1MHz

注6 773MHz 以上 803MHz 以下、
860MHz 以上 890MHz 以下、
945MHz 以上 960MHz 以下を除く。

注7 但し、中心周波数が1,884.5MHz以上、1,915.7MHz未満にある場合は、分解能帯域幅は300kHz
を採用します。

8.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置より試験信号を加える。
- (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態（注8）とする。
注8 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も長い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
- (4) キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、一波ごとに搬送波を発射する他、複数の搬送波を同時に発射した状態で上記8.3(1)から8.3(3)のように設定する。

8.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザの設定を8.2(2)とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。送信帯域を探索する場合、搬送波周波数 $\pm 20\text{MHz}$ 、 $\pm 27.5\text{MHz}$ 、 $\pm 35\text{MHz}$ 、 $\pm 65\text{MHz}$ 、 $\pm 80\text{MHz}$ 、 $\pm 95\text{MHz}$ 、 $\pm 110\text{MHz}$ 、 $\pm 125\text{MHz}$ 、 $\pm 140\text{MHz}$ 、 $\pm 155\text{MHz}$ 未満の範囲（注9）を探索から除外する。
- (2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトルアナライザの中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び1MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトルアナライザの設定を上記8.2(3)とし、掃引終了後、バースト内の全データ点の値をコンピュータに取り込む。バースト内の全データ（dBm 値）を電力の真数に変換し、バースト内平均を求めて（すなわちバースト内の全データの総和をバースト内のデータ数で除し）それをdBm 値に変換し、不要発射の振幅値とする。また、必要があれば搬送波抑圧フィルタを使用する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

注9 チャンネル間隔により、以下の周波数範囲を除く。

チャンネル間隔：10MHz 搬送波周波数 $\pm 20\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：15MHz 搬送波周波数 $\pm 27.5\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：20MHz 搬送波周波数 $\pm 35\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：40MHz 搬送波周波数 $\pm 65\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：50MHz 搬送波周波数 $\pm 80\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：60MHz 搬送波周波数 $\pm 95\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：70MHz 搬送波周波数 $\pm 110\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：80MHz 搬送波周波数 $\pm 125\text{MHz}$ 未満
チャンネル間隔：90MHz 搬送波周波数 $\pm 140\text{MHz}$ 未満

チャンネル間隔：100MHz 搬送波周波数±155MHz 未満

- (5) キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、一波ごとに測定する他、複数の搬送波を同時に発射した状態で上記 8.4(1)から 8.4(4)の手順で測定を行う。ただし、送信帯域を探索する場合、搬送波周波数±170MHz、±185MHz、±200MHz、±215MHz、±230MHz、±245MHz、±275MHz、±305MHz 未満の範囲（注 10）を探索から除外する。

注10 チャンネル間隔により、以下の周波数範囲を除く。

チャンネル間隔：110MHz 搬送波周波数±170MHz 未満
チャンネル間隔：120MHz 搬送波周波数±185MHz 未満
チャンネル間隔：130MHz 搬送波周波数±200MHz 未満
チャンネル間隔：140MHz 搬送波周波数±215MHz 未満
チャンネル間隔：150MHz 搬送波周波数±230MHz 未満
チャンネル間隔：160MHz 搬送波周波数±245MHz 未満
チャンネル間隔：180MHz 搬送波周波数±275MHz 未満
チャンネル間隔：200MHz 搬送波周波数±305MHz 未満

8.5 試験結果の記載方法

- (1) 結果は、上記で測定した不要発射の振幅値を下記に基づいて、各帯域幅当たりの絶対値で表示する。

9kHz 以上 150kHz 未満	: dBm/1kHz
150kHz 以上 30 MHz 未満	: dBm/10kHz
30 MHz 以上 1,000 MHz 未満（注 11）	: dBm/100kHz
773MHz 以上 803MHz 以下	: dBm/1MHz
860MHz 以上 890MHz 以下	: dBm/1MHz
945MHz 以上 960MHz 以下	: dBm/1MHz
1,000MHz 以上 12,750 GHz 未満（注 12）	: dBm/1MHz
1,475.9MHz 以上 1,510.9 MHz 以下	: dBm/1MHz
1,805.0MHz 以上 1,880.0 MHz 以下	: dBm/1MHz
1,884.5MHz 以上 1,915.7 MHz 以下	: dBm/300kHz
2,010.0MHz 以上 2,025.0MHz 以下	: dBm/1MHz
2,110.0MHz 以上 2,170.0MHz 以下	: dBm/1MHz
12,75GHz 以上 上端の周波数の 5 倍波 以下	: dBm/1MHz

注11 773MHz 以上 803MHz 以下、
860MHz 以上 890MHz 以下、
945MHz 以上 960MHz 以下を除く。

注12 1,475.9MHz 以上 1,805.0MHz 以下、
1,805.0MHz 以上 1,880.0MHz 以下、
1,884.5MHz 以上 1,915.7MHz 以下、
2,010.0MHz 以上 2,025.0MHz 以下、
2,110.0MHz 以上 2,170.0MHz 以下を除く。

- (2) 多数点を表示する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに表示する。
(3) キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、一波ごとの測定結果を表示する他、複数の搬送波を同時に発射した状態の測定結果についても上記 8.5(1)から 8.5(2)のように表示する。

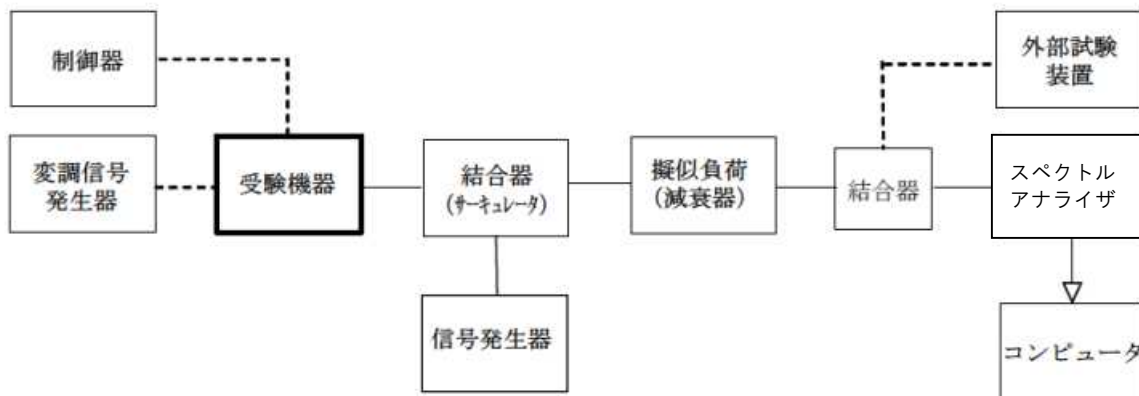


8.6 補足事項

- (1) 8.3(3)において、スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式（QPSK、16QAM等）、サブキャリア数の組み合わせで決定される送信条件の中で、高調波発射、送信相互変調積及び周波数変換による不要発射が最大となる状態であり、かつその送信条件のもとで最大出力となる状態である。
- (2) 8.6(1)において、不要発射が最大となる状態の特定が困難な場合は、不要発射が大きくなる複数の条件を設定して測定する。
- (3) 8.4(3)で測定した場合は、スペクトルアナライザのY軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (5) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。

9. 送信相互変調特性

9.1 測定系統図



9.2 測定器の条件等

(1) スペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注1)
分解能帯域幅	30kHz 以下
ビデオ帯域幅	100kHz 以下
掃引時間	1 サンプル当たり 1 パースト以上 (注2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

注1 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±10MHz	9.375MHz
搬送波周波数 ±20MHz	9.375MHz
チャンネル間隔：15MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±15MHz	14.235MHz
搬送波周波数 ±30MHz	14.235MHz
チャンネル間隔：20MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±20MHz	19.095MHz
搬送波周波数 ±40MHz	19.095MHz

チャンネル間隔：40MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±40MHz	38.895MHz
搬送波周波数 ±80MHz	38.895MHz
チャンネル間隔：50MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±50MHz	48.615MHz
搬送波周波数 ±100MHz	48.615MHz
チャンネル間隔：60MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±60MHz	58.35MHz
搬送波周波数 ±120MHz	58.35MHz
チャンネル間隔：80MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±80MHz	78.15MHz
搬送波周波数 ±160MHz	78.15MHz
チャンネル間隔：90MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±90MHz	88.23MHz
搬送波周波数 ±180MHz	88.23MHz
チャンネル間隔：100MHz	
中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 ±100MHz	98.31MHz
搬送波周波数 ±200MHz	98.31MHz

注2 ((掃引周波数幅/分解能帯域幅) ×バースト周期) 以上とすることができる。

9.3 受験機器の状態

(1) 外部試験装置により試験信号を加える。

(2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態（注3）とする。

注3 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も短い時間に設定する。

(3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

9.4 測定操作手順

(1) スペクトルアナライザを9.2(1)のように設定する。

(2) 搬送波電力(P_c)の測定

ア 搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャンネル間隔として掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ 全データについて、dB値を電力次元の真数（相対値でよい）に変換する。

エ 全データの電力総和を求め、これをP_cとする。（注4）

注4 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内のRMS値が直接求められるスペクトルアナライザの場合は、測定値としても良い。この場合、掃引時間は1サンプル当たり1バーストとする。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

Ps : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

Ei : 1 サンプルの測定値 (W)

SW : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

- (3) 信号発生器から送信波より 40dB 低いレベルの無変調信号を発生する。
- (4) 信号発生器の周波数を搬送波周波数-10MHz、-15MHz、-20MHz、-30MHz、-40MHz、-50MHz、-60MHz、-80MHz、-90MHz、-100MHz、-120MHz、-160MHz、-180MHz 又は-200MHz (注 5) に設定する。
- (5) 上側送信相互変調積 (Pu) の測定
- ア 搬送波周波数+10MHz、+15MHz、+20MHz、+30MHz、+40MHz、+50MHz、+60MHz、+80MHz、+90MHz、+100MHz、+120MHz、+160MHz、+180MHz 又は+200MHz (注 5) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これを Pu とする。(注 4)
- (6) 下側送信相互変調積 (PL) の測定
- ア 搬送波周波数-10MHz、-15MHz、-20MHz、-30MHz、-40MHz、-50MHz、-60MHz、-80MHz、-90MHz、-100MHz、-120MHz、-160MHz、-180MHz 又は-200MHz (注 5) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これを PL とする。(注 4)

注5 信号発生器の周波数ごとに、スペクトルアナライザの中心周波数と掃引周波数幅を以下の通りとする。

チャンネル間隔 : 10MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -10MHz	搬送波周波数 +10MHz	9.375 MHz
搬送波周波数 -20MHz	搬送波周波数 +20MHz	9.375MHz
搬送波周波数 +10MHz	搬送波周波数 -10MHz	9.375MHz
搬送波周波数 +20MHz	搬送波周波数 -20MHz	9.375MHz

チャンネル間隔 : 15MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -15MHz	搬送波周波数 +15MHz	14.235MHz
搬送波周波数 -30MHz	搬送波周波数 +30MHz	14.235MHz
搬送波周波数 +15MHz	搬送波周波数 -15MHz	14.235MHz
搬送波周波数 +30MHz	搬送波周波数 -30MHz	14.235MHz

チャンネル間隔 : 20MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -20MHz	搬送波周波数 +20MHz	19.095MHz
搬送波周波数 -40MHz	搬送波周波数 +40MHz	19.095MHz
搬送波周波数 +20MHz	搬送波周波数 -20MHz	19.095MHz
搬送波周波数 +40MHz	搬送波周波数 -40MHz	19.095MHz

チャンネル間隔 : 40MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -40MHz	搬送波周波数 +40MHz	38.895MHz
搬送波周波数 -80MHz	搬送波周波数 +80MHz	38.895MHz
搬送波周波数 +40MHz	搬送波周波数 -40MHz	38.895MHz
搬送波周波数 +80MHz	搬送波周波数 -80MHz	38.895MHz

チャンネル間隔 : 50MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -50MHz	搬送波周波数 +50MHz	48.615MHz
搬送波周波数 -100MHz	搬送波周波数 +100MHz	48.615MHz
搬送波周波数 +50MHz	搬送波周波数 -50MHz	48.615MHz
搬送波周波数 +100MHz	搬送波周波数 -100MHz	48.615MHz

チャンネル間隔 : 60MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -60MHz	搬送波周波数 +60MHz	58.35MHz
搬送波周波数 -120MHz	搬送波周波数 +120MHz	58.35MHz
搬送波周波数 +60MHz	搬送波周波数 -60MHz	58.35MHz
搬送波周波数 +120MHz	搬送波周波数 -120MHz	58.35MHz

チャンネル間隔 : 80MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -80MHz	搬送波周波数 +80MHz	78.15MHz
搬送波周波数 -160MHz	搬送波周波数 +160MHz	78.15MHz
搬送波周波数 +80MHz	搬送波周波数 -80MHz	78.15MHz
搬送波周波数 +160MHz	搬送波周波数 -160MHz	78.15MHz

チャンネル間隔 : 90MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -90MHz	搬送波周波数 +90MHz	88.23MHz
搬送波周波数 -180MHz	搬送波周波数 +180MHz	88.23MHz
搬送波周波数 +90MHz	搬送波周波数 -90MHz	88.23MHz
搬送波周波数 +180MHz	搬送波周波数 -180MHz	88.23MHz

チャンネル間隔 : 100MHz

信号発生器の周波数	中心周波数	掃引周波数幅
搬送波周波数 -100MHz	搬送波周波数 +100MHz	98.31MHz
搬送波周波数 -200MHz	搬送波周波数 +200MHz	98.31MHz
搬送波周波数 +100MHz	搬送波周波数 -100MHz	98.31MHz
搬送波周波数 +200MHz	搬送波周波数 -200MHz	98.31MHz

9.5 試験結果の記載方法

(1) 9.4 で求めた結果は、下記の式により計算する。

ア 上側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_u/P_c)$

イ 下側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_l/P_c)$

相対値で表示する場合は、ア、イで算出した値を dBc 単位で記載する。絶対値で記載する場合は、予め測定した空中線電力の測定値に上記の比を用いて算出し dBm 単位で記載する。

9.6 補足事項

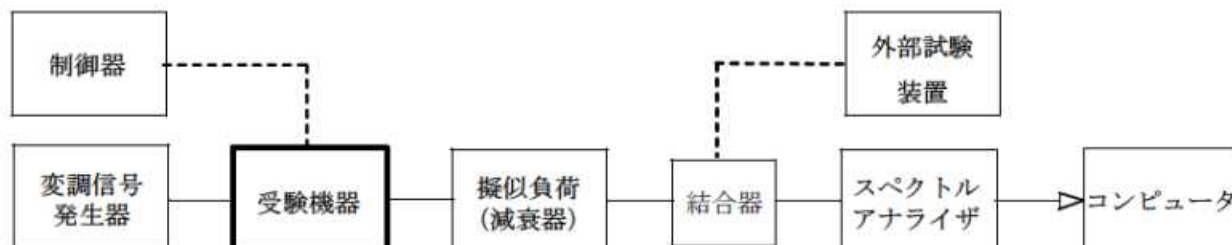
- (1) 9.2 及び 9.4 の搬送波周波数は、割当周波数とする。
- (2) 妨害信号を付加する場合、信号発生器の相互変調歪除去及び信号レベル確保のため必要であればアイソレータ、増幅器等を使用する。
- (3) スペクトルアナライザのダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と送信相互変調積比の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。ただしスペクトルアナライザに過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
- (4) スペクトルアナライザのアベレージ機能として、対数の平均を標準とする機種が多いため、RMS 平均であることを確認し、対数の平均（ビデオアベレージ）は使用しないこと。
- (5) 9.2 において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注 6）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードを RMS 平均としても良い。ただし、掃引時間は 1 サンプル当たり 1 バーストとする。

注6 全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。

- (6) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (7) 送信信号を直接サンプリングして取り込み、FFT 処理により周波数領域に変換して各送信相互変調積比を求める方法もある。

10. 隣接チャンネル漏洩電力（一の搬送波を発射する送信装置）

10.1 測定系統図



10.2 測定器の条件等

(1) スペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	30kHz 以下
ビデオ帯域幅	100kHz 以下
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注 2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

注 1 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz

中心周波数 : 搬送波周波数±10MHz
 掃引周波数幅 : 9.375MHz

チャンネル間隔：15MHz

中心周波数 : 搬送波周波数±15MHz
 掃引周波数幅 : 14.235MHz

チャンネル間隔：20MHz

離調周波数 : 搬送波周波数±20MHz
 掃引周波数幅 : 19.095MHz

チャンネル間隔：40MHz

離調周波数 : 搬送波周波数±40MHz
 掃引周波数幅 : 38.895MHz

チャンネル間隔：50MHz

離調周波数 : 搬送波周波数±50MHz
 掃引周波数幅 : 48.615MHz

- チャンネル間隔：60MHz
 離調周波数：搬送波周波数±60MHz
 掃引周波数幅：58.35MHz
- チャンネル間隔：80MHz
 離調周波数：搬送波周波数±80MHz
 掃引周波数幅：78.15MHz
- チャンネル間隔：90MHz
 離調周波数：搬送波周波数±90MHz
 掃引周波数幅：88.23MHz
- チャンネル間隔：100MHz
 離調周波数：搬送波周波数±100MHz
 掃引周波数幅：98.31MHz

注2 ((掃引周波数幅/分解能帯域幅) ×バースト周期) 以上とすることができる。

10.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置により試験信号を加える。
 - (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態(注3)とする。
- 注3 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も短い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、隣接チャンネル漏洩電力が最大となる状態に設定する。

10.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザを10.2(1)のように設定する。
- (2) 搬送波電力(Pc)の測定
 - ア 搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャンネル間隔として掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、dB値を電力次元の真数(相対値でよい)に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これをPcとする。(注4)

注4 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内のRMS値が直接求められるスペクトルアナライザの場合は、測定値としても良い。この場合、掃引時間は1サンプル当たり1バーストとする。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

- Ps：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値(W)
 Ei：1サンプルの測定値(W)
 Sw：掃引周波数幅(MHz)
 n：参照帯域幅内のサンプル点数
 k：等価雑音帯域幅の補正值
 RBW：分解能帯域幅(MHz)

(3) 上側送信相互変調積 (P_U) の測定

- ア 搬送波周波数+10MHz、+15MHz、+20MHz、+30MHz、+40MHz、+50MHz、+60MHz、+80MHz、+90MHz、+100MHz (注5) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_U とする。(注4)

(4) 下側送信相互変調積 (P_L) の測定

- ア 搬送波周波数-10MHz、-15MHz、-20MHz、-30MHz、-40MHz、-50MHz、-60MHz、-80MHz、-90MHz、-100MHz (注5) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_L とする。(注4)

注5 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz	離調周波数 5MHz	掃引周波数幅 9.375MHz
チャンネル間隔：15MHz	離調周波数 15MHz	掃引周波数幅 14.235MHz
チャンネル間隔：20MHz	離調周波数 20MHz	掃引周波数幅 19.095MHz
チャンネル間隔：40MHz	離調周波数 40MHz	掃引周波数幅 38.895MHz
チャンネル間隔：50MHz	離調周波数 50MHz	掃引周波数幅 48.615MHz
チャンネル間隔：60MHz	離調周波数 60MHz	掃引周波数幅 58.35MHz
チャンネル間隔：80MHz	離調周波数 80MHz	掃引周波数幅 78.15MHz
チャンネル間隔：90MHz	離調周波数 90MHz	掃引周波数幅 88.23MHz
チャンネル間隔：100MHz	離調周波数 100MHz	掃引周波数幅 98.31MHz

10.5 試験結果の記載方法

(1) 10.4 で求めた結果は、下記の式により計算する。

- ア 上側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_U/P_C)$
- イ 下側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_L/P_C)$

相対値で表示する場合は、ア、イで算出した値を dBc 単位で記載する。絶対値で記載する場合は、予め測定した空中線電力の測定値に上記の比を用いて算出し dBm 単位で記載する。

10.6 補足事項

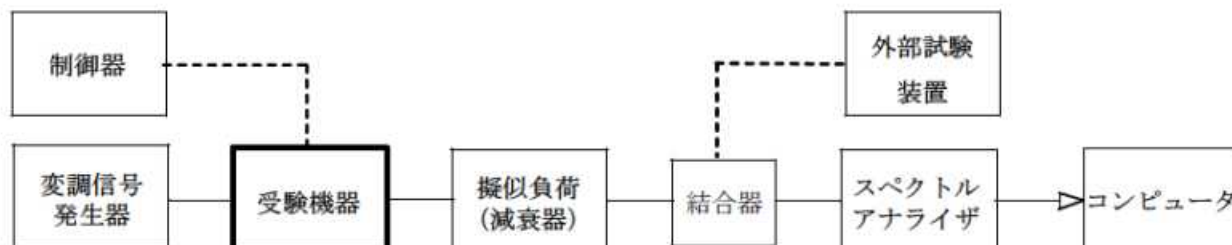
- (1) 10.3(3)において、隣接チャネル漏洩電力が最大となる状態とは、変調方式（QPSK、16QAM等）、サブキャリア数の組み合わせで決定される送信条件の中で、変調過程及び送信部の非線形性による不要発射が最大となる状態であり、かつその送信条件のもとで最大出力となる状態である。
- (2) 10.6(1)において、隣接チャネル漏洩電力が最大となる状態の特定が困難な場合は、隣接チャネル漏洩電力が大きくなる複数の条件を設定して測定する。
- (3) 10.2及び10.4の搬送波周波数は、割当周波数とする。
- (4) スペクトルアナライザのダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と隣接チャネル漏洩電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。ただしスペクトルアナライザに過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
- (5) スペクトルアナライザのアベレージ機能として、対数の平均を標準とする機種が多いため、RMS平均であることを確認し、対数の平均（ビデオアベレージ）は使用しないこと。
- (6) 10.2において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注6）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをRMS平均としても良い。ただし、掃引時間は1サンプル当たり1バーストとする。

注6 全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。

- (7) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (8) 送信信号を直接サンプリングして取り込み、FFT処理により周波数領域に変換して各隣接チャネル漏洩電力を求める方法もある。

11. 隣接チャンネル漏洩電力（複数の搬送波を同時に発射する送信装置）

11.1 測定系統図



11.2 測定器の条件等

(1) スペクトルアナライザの設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	30kHz 以下
ビデオ帯域幅	100kHz 以下
掃引時間	1 サンプル当たり 1 バースト以上 (注 2)
Y 軸スケール	10dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

注 1 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：110MHz

中心周波数	: 搬送波周波数±110MHz
掃引周波数幅	: 109.375MHz

チャンネル間隔：120MHz

中心周波数	: 搬送波周波数±120MHz
掃引周波数幅	: 119.095MHz

チャンネル間隔：130MHz

中心周波数	: 搬送波周波数±130MHz
掃引周波数幅	: 128.815MHz

チャンネル間隔：140MHz

中心周波数	: 搬送波周波数±140MHz
掃引周波数幅	: 138.895MHz

チャンネル間隔：150MHz

中心周波数	: 搬送波周波数±150MHz
掃引周波数幅	: 148.615MHz

- チャンネル間隔：160MHz
中心周波数：搬送波周波数±160MHz
掃引周波数幅：158.35MHz
- チャンネル間隔：180MHz
中心周波数：搬送波周波数±180MHz
掃引周波数幅：178.15MHz
- チャンネル間隔：200MHz
離調周波数：搬送波周波数±200MHz
掃引周波数幅：198.31MHz

注2 ((掃引周波数幅/分解能帯域幅) ×バースト周期) 以上とすることができる。

11.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置により試験信号を加える。
 - (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態(注3)とする。
- 注3 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も短い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により、隣接チャンネル漏洩電力が最大となる状態に設定する。
 - (4) 複数の搬送波を同時に発射した状態で上記11.3(1)から11.3(3)のように設定する。

11.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザを11.2(1)のように設定する。
- (2) 搬送波電力(P_c)の測定
 - ア 搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅を109.375MHz、119.095MHz、128.815MHz、138.895MHz、148.615MHz、158.35MHz、178.15MHz又は198.31MHz(注4)として掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、dB値を電力次元の真数(相対値でよい)に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これを P_c とする。(注5)

注4 チャンネル間隔と掃引周波数幅は、以下の通りとする。

- チャンネル間隔：110MHz
掃引周波数幅 109.375MHz
- チャンネル間隔：120MHz
掃引周波数幅 119.095MHz
- チャンネル間隔：130MHz
掃引周波数幅 128.815MHz
- チャンネル間隔：140MHz
掃引周波数幅 138.895MHz
- チャンネル間隔：150MHz
掃引周波数幅 148.615MHz
- チャンネル間隔：160MHz
掃引周波数幅 158.35MHz
- チャンネル間隔：180MHz
掃引周波数幅 178.15MHz
- チャンネル間隔：200MHz
掃引周波数幅 198.31MHz

注5 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内の RMS 値が直接求められるスペクトルアナライザの場合は、測定値としても良い。この場合、掃引時間は1サンプル当たり1バーストとする。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

Ps : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

Ei : 1 サンプルの測定値 (W)

SW : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

(3) 上側送信相互変調積 (Pu) の測定

ア 搬送波周波数+109.375MHz、+119.095MHz、+128.815MHz、+138.895MHz、+148.615MHz、+158.35MHz、+178.15MHz 又は+198.31MHz (注6) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。

エ 全データの電力総和を求め、これを Pu とする。(注5)

(4) 下側送信相互変調積 (PL) の測定

ア 搬送波周波数-109.375MHz、-119.095MHz、-128.815MHz、-138.895MHz、-148.615MHz、-158.35MHz、-178.15MHz 又は-198.31MHz (注6) の離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。

エ 全データの電力総和を求め、これを PL とする。(注5)

注6 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：110MHz	離調周波数 110MHz	掃引周波数幅 109.375MHz
チャンネル間隔：120MHz	離調周波数 120MHz	掃引周波数幅 119.095MHz
チャンネル間隔：130MHz	離調周波数 130MHz	掃引周波数幅 128.815MHz
チャンネル間隔：140MHz	離調周波数 140MHz	掃引周波数幅 138.895MHz
チャンネル間隔：150MHz	離調周波数 150MHz	掃引周波数幅 148.615MHz
チャンネル間隔：160MHz	離調周波数 160MHz	掃引周波数幅 158.35MHz
チャンネル間隔：180MHz	離調周波数 180MHz	掃引周波数幅 178.15MHz
チャンネル間隔：200MHz	離調周波数 200MHz	掃引周波数幅 198.31MHz

11.5 試験結果の記載方法

(1) 11.4 で求めた結果は、下記の式により計算する。

- ア 上側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_u/P_c)$
- イ 下側隣接チャンネル漏洩電力比 $10\log(P_l/P_c)$

相対値で表示する場合は、ア、イで算出した値を dBc 単位で記載する。絶対値で記載する場合は、予め測定した空中線電力の測定値に上記の比を用いて算出し dBm 単位で記載する。

11.6 補足事項

- (1) 11.3(3)において、隣接チャンネル漏洩電力が最大となる状態とは、変調方式（QPSK、16QAM 等）、サブキャリア数の組み合わせで決定される送信条件の中で、変調過程及び送信部の非線形性による不要発射が最大となる状態であり、かつその送信条件のもとで最大出力となる状態である。
- (2) 11.6(1)において、隣接チャンネル漏洩電力が最大となる状態の特定が困難な場合は、隣接チャンネル漏洩電力が大きくなる複数の条件を設定して測定する。
- (3) 11.2 及び 11.4 の搬送波周波数は、割当周波数とする。
- (4) スペクトルアナライザのダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と隣接チャンネル漏洩電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。ただしスペクトルアナライザに過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
- (5) スペクトルアナライザのアベレージ機能として、対数の平均を標準とする機種が多いため、RMS 平均であることを確認し、対数の平均（ビデオアベレージ）は使用しないこと。
- (6) 11.2 において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、受検機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注 6）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードを RMS 平均としても良い。ただし、掃引時間は 1 サンプル当たり 1 バーストとする。

注7 全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。

- (7) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。



-
- (8) 送信号を直接サンプリングして取り込み、FFT 処理により周波数領域に変換して各隣接チャンネル漏洩電力を求める方法もある。

12. 空中線電力の偏差

12.1 測定系統図



12.2 測定器の条件等

- (1) 高周波電力計の型式は、通常、熱電対もしくはサーミスタ等による熱電変換型またはこれらと同等の性能を有するものとする。
- (2) 減衰器の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

12.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置等により試験信号を加える。
 - (2) 試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態（注1）とする。
- 注1 送信バースト長を可変する場合は送信バースト時間が最も長い時間に設定する。
- (3) キー操作、制御器又は外部試験装置により最大電力に設定する。
 - (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。
 - (5) キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、一波ごとに搬送波を発射する他、複数の搬送波を同時に発射した状態で上記 12.3(1)から 12.3(4)のように設定する。

12.4 測定操作手順

- (1) 高周波電力計の零調を行う。
- (2) 送信する。
- (3) 繰り返しバースト波電力（PB）を十分長い時間にわたり、電力計で測定する。
- (4) バースト区間内の平均電力（P）を、次式により算出する。

$$P = PB \times (T/B)$$

ここで、T=バースト繰り返し周期

B=バースト長（送信バースト長の測定値）

- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

12.5 試験結果の記載方法

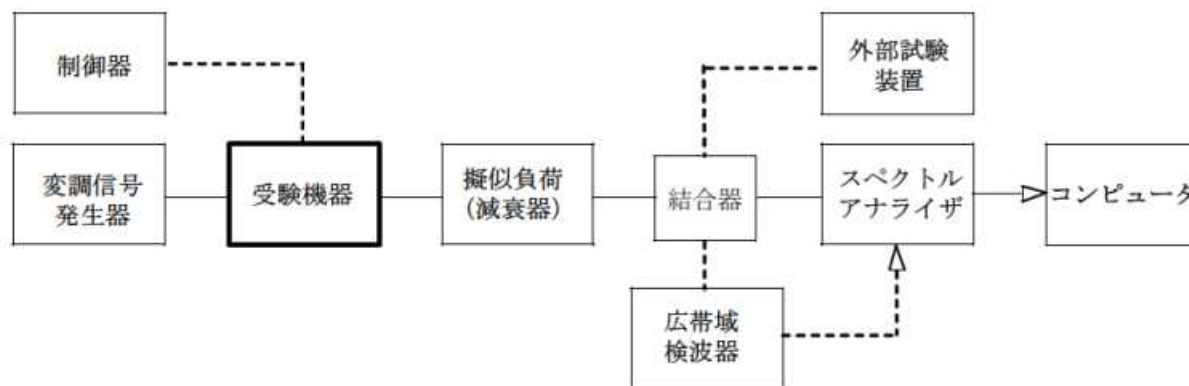
- (1) 結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される）の空中線電力に対する偏差を%単位で（+）または（-）の符号をつけて表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

12.6 補足事項

- (1) 測定点は、送受信装置の出力端からアンテナ給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。
- (2) バースト時間率（バースト長／バースト繰返し周期）のうち、バースト長は送信バースト長の試験項目で測定した値、バースト繰返し周期は工事設計書に記載される値を用いることとするが、疑義が生じた場合はスペクトルアナライザ等により確認する。
- (3) 12.2(1)において、スペクトルアナライザの検波モードを「RMS」として測定する場合には高周波電力計に代えてスペクトルアナライザを用いても良い。
- (4) 12.3において、スペクトルアナライザの検波モードを「RMS」とした場合、電力の真値を表示することを確認するとともに、掃引時間は10ms（1フレーム時間）×データ点数に設定することとし、表示モードをRMS平均（掃引毎の電力の真値を平均化する処理）として10回以上の値を繰返しバースト波電力（PB）とする。12.4(4)の式によりバースト内平均電力を算出する。
- (5) 12.3において、スペクトルアナライザの測定結果を用いる場合は、高周波電力計を用いた測定結果と同等となることを確認した測定系を用いること。
- (6) 12.3における測定結果に疑義を生じた場合は、高周波電力計で測定する。
- (7) 12.3(3)において、最大電力となる状態とは、変調方式（QPSK、16QAM等）、サブキャリア数の組み合わせで決定される中で、最大送信電力となる状態である。
- (8) 複数の空中線端子の場合であっても、ダイバーシティ等で同時に電波を発射しない空中線選択方式の場合は、選択された空中線端子を測定することとし、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (9) 12.3(4)において、アダプティブアレーアンテナ（個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するもの。）の場合は、一の空中線電力を最大とした状態で測定するほか、他の空中線の電力を合算した空中線電力の総和が最大になる状態に設定し、他の空中線端子を測定する。

13. 搬送波を送信していないときの電力

13.1 測定系統図



13.2 測定器の条件等

- (1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。ただし、スペクトルアナライザの最大許容入力レベルに注意する。
- (2) 漏洩電力測定時のスペクトルアナライザは以下のように設定する。

掃引周波数幅	陸上移動局送信帯域：3.6GHz～4.1GHz 又は 4.5GHz～4.9GHz
分解能帯域幅	1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

- (3) 漏洩電力測定時のスペクトルアナライザは以下のように設定する。

中心周波数	測定する区間の周波数
掃引周波数幅	(注1)
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注 1 チャンネル間隔と離調周波数により、以下の通りとする。

チャンネル間隔：10MHz	掃引周波数幅：9.375MHz
チャンネル間隔：15MHz	掃引周波数幅：14.235MHz
チャンネル間隔：20MHz	掃引周波数幅：19.095MHz
チャンネル間隔：40MHz	掃引周波数幅：38.895MHz
チャンネル間隔：50MHz	掃引周波数幅：48.615MHz
チャンネル間隔：60MHz	掃引周波数幅：58.35MHz
チャンネル間隔：80MHz	掃引周波数幅：78.15MHz
チャンネル間隔：90MHz	掃引周波数幅：88.23MHz
チャンネル間隔：100MHz	掃引周波数幅：98.31MHz

(4) 漏洩電力測定時のスペクトルアナライザは以下のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	占有周波数帯幅の許容値以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

13.3 受験機器の状態

- (1) 外部試験装置より試験信号を加える。
- (2) 試験周波数に設定し、継続的パースト送信状態（注2）とする。
注2：送信パースト長を可変する場合は送信パースト時間が最も長い時間に設定する。

13.4 測定操作手順

- (1) 広帯域検波器等によりスペクトルアナライザに外部トリガをかけ搬送波を送信していない時間を測定できるようにトリガ条件を設定し、スペクトルアナライザを2(2)のように設定し移動局送信帯域を掃引して漏洩電力の振幅の最大値を探索する。最大値が次の値以下であれば、その値に次の換算値を加算した値を測定値とする。

チャンネル間隔 10MHz	:-57.9dBm/MHz	換算値：9.72dB
チャンネル間隔 15MHz	:-59.7dBm/MHz	換算値：11.53dB
チャンネル間隔 20MHz	:-61.01dBm/MHz	換算値：12.81dB
チャンネル間隔 40MHz	:-64.1 dBm/MHz	換算値：15.90dB
チャンネル間隔 50MHz	:-65.07 dBm/MHz	換算値：16.87dB
チャンネル間隔 60MHz	:-65.86 dBm/MHz	換算値：17.66dB
チャンネル間隔 80MHz	:-67.13 dBm/MHz	換算値：18.93dB
チャンネル間隔 90MHz	:-67.66 dBm/MHz	換算値：19.46dB
チャンネル間隔 100MHz	:-68.13 dBm/MHz	換算値：19.93dB

- (2) 13.4 (1)において許容値を超えた場合、広帯域検波器等によりスペクトルアナライザに外部トリガをかけ搬送波を送信していない時間を測定できるようにトリガ条件を設定し、スペクトルアナライザを13.2(3)のように設定し、規定の帯域幅当たりの電力値を以下のように求める。
- (i) 掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - (ii) 全データについて、dBm 値を電力次元の真数に変換する。
 - (ii) 13.4 (1)(ii)で変換された電力次元の真数データを、全データ点数について加算する。それをその区間のデータ点数で除し平均電力を求める。これを測定分解能帯域幅（等価雑音電力帯域幅）で除して平均電力密度（W/Hz）を求め、これに規定の帯域幅（注1）を乗じる。

13.5 試験結果の記載方法

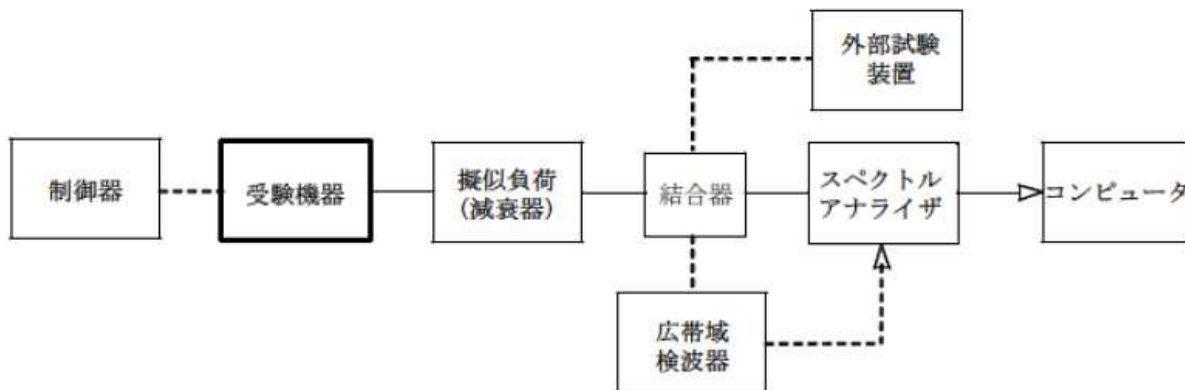
規定の帯域幅当たりの電力を dBm/規定の帯域幅単位で表示する。

13.6 補足事項

- (1) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を放射しない場合は、同時に電波を放射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線端子によって漏洩電力が懸念される場合は省略してはならない。
- (2) 13.4 によらず、搬送波を送信しないときの電力が占有周波数帯幅内の漏洩電力の最大レベルに対し、他の送信帯域内の最大レベルが 20 dB 以上低い場合又は、許容値から 20dB 以上低い場合であって、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の許容値以上に設定できるスペクトルアナライザを用いる場合は、13.2(4)のように設定し、搬送波オンのレベルと搬送波オフ時間において最大となるレベルの比を空中線電力に乗じて搬送波オフ時の漏洩電力を求めても良い。

14. 副次的に発する電波等に限度

14.1 測定系統図



14.2 測定器の条件等

- (1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。ただし、連続受信状態にできない受験機器の場合は、スペクトルアナライザの最大許容入力レベルに注意する。
- (2) 副次発射探索時のスペクトルアナライザは以下のように設定する。

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	(注 1)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	10dB/Div
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注 1	掃引周波数幅	分解能帯域幅
	30MHz~1,000MHz	100kHz
	1,000MHz~12.75GHz	1MHz

- (3) 副次発射測定時のスペクトルアナライザは以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数(探索された周波数)
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	周波数が 1GHz 未満のとき : 100KHz 1GHz 以上のとき : 1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	10dB/Div
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

14.3 受験機器の状態

- (1) 制御器又は外部試験装置を用いて受験機器の送信を停止し試験周波数を連続受信する状態とする。
- (2) 連続受信状態にできない場合は、外部試験装置等より試験信号を加え、試験周波数に設定して、バースト時間率（注2）を一定とした継続的送受信状態とする。

注2 バースト時間率は（電波を発射している時間／バースト繰返し周期）とする。

14.4 測定操作手順

- (1) スペクトルアナライザの設定を 14.2(2)とし、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く
- (2) 探索した結果が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した結果が許容値を超えた場合スペクトルアナライザの中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100MHz、10MHz 及び 1 MHz のように分解能帯域幅の 10 倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトルアナライザの設定を上記 14.2(3)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合はバースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求め、dBm 値に変換して副次発射電力とする。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

14.5 試験結果の記載方法

- (1) 結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の 1 波を技術基準で定められる単位で周波数とともに表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を技術基準で定められる単位で周波数とともに表示する。
- (3) 14.5(2)において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線毎に表示する。

14.6 補足事項

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス 50Ω の減衰器を接続して行う。
- (2) スペクトルアナライザの感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。
- (3) スペクトルアナライザの Y 軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトルアナライザの検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (5) 14.4(3)におけるバースト内平均電力とは、受信状態において副次発射がバースト状に発射される場合の、副次発射のバースト内平均電力である。
- (6) 14.3(2)のように受験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、受験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトルアナライザの掃引時間を、少なくとも 1 サンプル当たり 1 周期以上とする必要がある。
- (7) 14.5(2)において、各周波数ごとにおける総和を表示することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数（注3）で除した値を超える周波数において 1MHz 帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。

注3：空中線本数は、同時に電波を発射する空中線の本数であつて、同時に電波を発射しない空中線の本数を含まない。

- (8) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されない場合は、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や切り替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は省略してはならない。



改訂履歴

版数	年月日	項目番号	内容	作成者	承認者
0	2019/05/15	-	登録証明機関が臨時に定める暫定試験方法として定める。	渡辺	鈴木